

報告3 監視と管理についての憲法学的・政治学的考察

Constitutional and Political Study of the Surveillance and Control

清水 雅彦

1. はじめに

皆さん、こんにちは。法学部の清水です。このシンポジウムは最初にコーディネーターの井上先生が話されたとおり、学内における監視カメラの増設とか、受動喫煙防止がやや過剰に言われているという問題があって企画されたものですが、とはいえ、本学で行われていることに対する反対集会というわけでもありません。学問的にこれらのことをきちんと考えていこうという趣旨の場ですから、私も外部から来ていただいたお二人の先生と同じように学問的に話そうと思います。

今日の報告は、監視と管理という大きなテーマを掲げていますが、時間の制約もありますから、ごく簡単にこの間、私が研究してきた治安政策と健康増進法にまつわる問題に絞って話をしたいと思います。

2. 犯罪不安と監視社会

2-1. 「防犯」

それでは内容に入ります。この間、特に「防犯」と「テロ対策」を名目にいろんな治安政策が進められてきています。最近の警察で目立つのは「防犯」に関わる生活安全部門の肥大化です。警察の中が随分変わってきています。従来は警備公安部門が強かったのですが、1990年代半ばに登場した生活安全部門がますます強くなり、今やこちらの方に比重が移ってきている、という状況です。この生活



安全部門の強化の根拠として強くいわれているのが、「治安の悪化」です。具体的には、刑法犯認知件数の増加と検挙率の低下をいいます。刑法犯認知件数が1996年から毎年上がり続けて、2002年まで増え続けます。

しかし、この刑法犯認知件数が2003年から減り始めたので、今、使われているのは「体感治安の悪化」という議論です。ここで気をつけるべきことは、刑法犯認知件数の悪化＝治安の悪化ではないという点です。先程、芹沢先生の話にもありましたが、私からも改めて説明しますと、実際の犯罪の実数というのは誰にもわからなくて、ほぼ漠然と、年間このくらい犯罪が起こっている、というイメージにすぎないものです。認知件数というのは犯罪実数の何割位かわかりませんが、認知件数＝犯罪実数ではありません。これは当然で、被害者がいても軽い被害だったら届け出はしない。あるいは、警察が認知しない。きちんと受理しなければ、これは認知されません。

しかし、1990年代末以降、ますます被害者の意識が高まり、これまでは痴漢、あるいは物取りで我慢していた、見過ごしていたものを届け出るようになりました。

一つのきっかけになったのが桶川ストーカー事件です。これは1999年10月に起きた事件で、被害者の女子大生が元交際相手とその兄が雇った男に桶川駅前で殺されたものです。女子大生は事件以前から「殺されるかもしれない」と身の危険を感じ、埼玉県警上尾署に告訴状を提出していたのに捜査は行われなかった。そのため、警察の不手際や怠慢に批判が集中したという事件です。これ以降、警察の方針が変わりまして、従来きちんと対応しなかった軽微な犯罪にきちんと対応するようになりました。

そうすると、当然、犯罪認知件数が増えるのですが、これは先程言ったように、犯罪実数と同じではありません。芹沢先生が共著と一緒に『犯罪不安社会』という本を書かれている、浜井浩一さんがよく言われますように、実数と認知件数がほぼ一致する殺人については、何年も大きくは変わっていません。そこで、浜井さんは実は治安は悪化していないという結論を出します。少なくとも犯罪認知件数が増えることが治安悪化ではないのですが、マスコミがそういう風にしたたりするので、治安が悪化したとみんな思い込んでいたわけです。

しかし、実際には認知件数が2003年以降減り続けているので、そこで今、「体感治安」というキーワードを使います。これもちょっと考えればおかしな概念で、体感温度というのは実際の温度計で測る温度と違って、主観的に感じる温度です。それを治安場面で使うという非常におかしなことが起こっているわけです。

例えばこれも『犯罪不安社会』の浜井浩一さんの書いている部分で、浜井さんの独自の調査で、2年前と比べて居住地域と日本全体

での治安状況を聞いたところ、自分が住んでいる地域で犯罪がとて増えたと答えた人が3.8%、やや増えたと答えた人が23.2%、同じくらいと答えた人が64.2%。それに対して日本全体ではどうですかと聞くと、とても増えたと答えた人が49.8%、やや増えたと答えた人が40.8%、同じくらいと答えた人が7.8%です。

アンケートをとってみると、一般市民の方には「日本全体では犯罪は増えているけれども、自分の住んでいる周りでは増えていないようだ」と感じている。それは単にそう思うだけですが、自分のまちでそんなに犯罪が増えていなければ、日本全体でもそんなに増えていはいはずです。なぜ、こういう結果になるかという、これはかなりマスコミの影響が大きいということになります。ともかく、このような概念を使って警察が治安政策を遂行してきている、というのが最近の状況で、特に拍車をかけているのが2003年に出された、警察庁の「緊急治安対策プログラム」と政府の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」になります。

ただ、実際にはマスコミが2000年代以降、治安が悪化したような書き方をしますが、警察自体は1990年代半ばからこのような治安政策を行っています。それが「安全・安心まちづくり」という治安政策です。これを警察がこの間進めていまして、これはハード面とソフト面から成り立っています。ハード面は犯罪を起こしにくいような見通しの確保、あるいは監視カメラの設置を行うことです。これは1990年代後半から取り組み始めています。ソフト面は地域住民が警察と一緒にパトロールする、というもので、1993年からこの概念が使われ始めています。

この概念は非常に巧妙です。「安全・安心まちづくり」。なぜ、「安全」だけでなく「安心」もいうのか。本来、「安心」というのは警察が追求する仕事ではありません。なぜかという、と、「安全」というのは反対語が「危険」

であるように、客観的概念であるのに対して、“安心”の反対語は“不安”とか“心配”になるように、主観的概念だからです。国民一人一人の主観的概念、これは色々捉え方が違うのですから、主観的なものの実現を行うことは非常に難しい。

“安心”という概念を用いるのはなぜかという、刑法犯認知件数が減っても、市民が不安に感じていればそれに対応しなければいけないという理屈が成り立つからです。それで“安心”という言葉を用いています。ただ、それは警察法の規定からも妥当かどうか疑問です。確かに、“安全”を求めて結果的に“安心”が得られるのが望ましいですが、“安心”を言い始めたら一人一人捉え方が違うわけですから、これによって無限に警察活動を続け、拡大することができることとなります。こうした治安政策が妥当かどうか考えていかなければならないと思います。

というわけですが、この間、どういうことを警察が行ってきたのか。例えば、1987年からNシステムを導入し始めました。それが今や全国1000ヶ所以上に設置されています。2001年からはカメラ付きのスーパー防犯灯を全国に設置しています。2002年からは歌舞伎町を皮切りに街頭防犯カメラシステムを設置して、全国各地で監視カメラ網が広がっています。

ソフト面に関わることでは、警察が積極的に地域に働き掛けて防犯活動の組織化を行っています。これによって、2003年末には約3000団体、約18万の防犯ボランティア団体・組織人数だったものが、僅か5年で4万団体を超えて、組織人数も250万人を超えた、というように急速に警察主導の組織化が進んでいます。

さらに、コンビニだとか新聞配達員だとか郵便配達員などと警察が提携し、業務中に防犯などの活動を行っている。学校も、家庭も、そしてマスメディアも協力しています。それ

に自治体は「生活安全条例」という条例を作って、治安政策を強化しています。ですから、実際には1990年代半ばからこのような治安政策が始まっており、2000年代に加速しているという状況にあります。また、軽犯罪法や条例違反程度の迷惑犯罪を重大事件と同様に取り締まる「ゼロトレランス」も主張されています。

2-2. 「テロ対策」

次に「テロ対策」ですが、日本では2004年に小泉首相が「どの地域でもテロが起きる」というようなことを言います。そして同年、警察が「テロ対策推進要綱」を、政府が「テロの未然防止に関する行動計画」を作ります。この行動計画は6分野、16項目にわたる「テロ対策」を謳っています。

具体的には、2007年11月から日本に入境する外国人から指紋を採取し、写真を撮影する、という形で入国審査の強化がなされます。あるいは、2005年1月から事前旅客情報システムが稼働し、要注意人物のリストを作って、これに合致した者を入国させないように行っています。日本への航空機、船舶の乗客、乗員名簿の事前提出を義務付けるということを行っています。また2004年12月からスクイマーシャル制度が導入されます。これは警察官をハイジャック防止のために警乗させるものです。

その中で、この間、警察の組織としてはどのようなものが拡充されてきたのかといいますと、1996年以降に警察の中にSATができます。今やSATは8都道府県警に設置され、サブマシンガンや自動小銃という軍隊並みの装備を持った特殊部隊です。同じく96年から全国の都道府県警に銃器対策部隊を置き、2000年からは9都道府県警でNBCテロ対応専門部隊を作り、海上保安庁もSSTという特殊部隊を作っています。

一方で自衛隊の方は2000年代以降です。陸

自に中央即応集団の特殊作戦群を作り、海自にも特別警備隊を作ります。この中で、警察と自衛隊との治安出動訓練が、2002年から凶上訓練が、2005年から実動訓練が始まっています。この中で、警察、自衛隊だけではなく、地域住民を巻き込んだ「テロ対策」のネットワーク作りも進んでいます。

「テロ対策」の方も、特に1995年のサリン事件を契機に急速に強まり、2001年の「9・11事件」以降、さらに拡大したという構図になります。だから、「防犯対策」も「テロ対策」も1990年代半ばから着々と始まり、2000年代以降に急速に展開されてきた、という構図になります。これは考察になりますが、どういふことを指摘できるかといいますと、「防犯」も「テロ対策」も人々の不安感を利用しているということです。

2-3. 「防犯」と「テロ対策」の効果と問題点

このような対策を進めると、どのような効果があるのか、それぞれ警察、自衛隊の活動を拡大します。それに一方で、セキュリティ産業が非常に儲かります。セキュリティ産業というのは、警察官僚の天下り先であったり、警察OBの再雇用先であったりするのですが、不安を煽れば煽るほど、セキュリティ産業にお金が流れるということになります。

地域の防犯パトロールについては、パトロールに関わる人間の逸脱行動を防止する効果があります。パトロールに関わっているのだから、自分は悪いことをしてはいけないという意識を持つようになります。また、パトロール活動が盛んに展開されることで、私たちはその存在を知っていますから、私たちは常に誰かに見られているかもしれない、私たち自身も悪いことをしてはいけないという意識が生まれます。監視カメラも実はそうです。

このような動きにどういふ問題があるのかというと、行政警察が拡大する、私生活にまで介入するということです。警察権の従来の

限界として、警察消極目的の原則、あるいは警察公共の原則（民事不介入）というものがありませんでしたが、1980年代末から警察の中からこれを否定する議論が出てきます。

いかに警察の活動を縛るのかという観点があつて、従来、国家対国民、警察対国民という関係で考えられてきました。これに対して、1990年代末から警察が主張し始めているのが三角関係論であつて、国家と犯罪加害者と犯罪被害者、この三角関係を作った上で警察はこの加害者と被害者との私的紛争に介入すべきだという議論が出てきます。

そして、この過程で、警察が今まで入り込めなかった私的領域に入り込めるようになり、「警察の民衆化」や「行政の警察化」が進んでいます。さらに、防犯パトロールが活発化するにつれて民間人が警察化していくという「民衆の警察化」現象も見られます。

また、「テロ対策」に見られるように、従来、警察と軍隊の役割分担ははっきりしていたのに、軍事と治安の融合化現象、すなわち、自衛隊の警察化と警察の軍隊化という現象が同時に起きています。そして、このような「防犯」と「テロ対策」の共通性としては、どちらも行動の前倒しが見られるということです。例えば、ブッシュの「対テロ戦争」は攻撃される前に攻撃してしまう、警察の行政警察化も犯罪事件が起きてなくても行動するという形で、警察、軍隊の行動に歯止めがなくなります。

どちらにおいても、地域住民を動員してパトロールを行っている、どちらも「不審者」とか「テロリスト」という仮想の「敵」を作り出して、自分たちがそういう人間に見られないような行動をとると同時に、そういう「敵」を排除する、という特徴が見られます。そして、先ほどあげた小泉首相の発言が典型的であるように、「なぜ、テロは起きるのか」といふ原因の追求をやめて、国民が自分たちで守る、と責任転嫁してしまう。それは「防

犯対策」についても同じです。

2-4. 新自由主義改革と不安意識

「防犯」と「テロ対策」は、色々な人権侵害を引き起こします。憲法とは国家権力を制限する法であり、社会的少数派の人権を守るところに核心があるのですが、「不審者対策」「テロリスト対策」を名目に色々なマイノリティの人権を制約しかねなくなっています。例えば、知的障害者とか精神障害者、小児性愛などの性的嗜好の持ち主などの存在そのものがリスクにされる。そのような動きがさらに多数派の人権制限をも呼び込むという構図も指摘できます。

それにしてもなぜ、体感治安が悪化していると感じられるのかといえ、これらは新自由主義改革と関係があります。本来なら社会保障予算が削られて、セーフティネットがボロボロになっているがために発生しているリスクという問題が考慮されるべきであるのに、そこには政府は手をつけない。あるいはなぜ、日本が「テロ」の被害に遇う可能性があるかという、米国の戦争に協力しているからです。それを変えていけば、「テロ」の被害に遇う可能性がなくなるのに、そこにも政府は手をつけない。結局、自分たちで身を守りなさい、地域パトロールをしなさいという話になる。考えてみたらおかしいことです。

新自由主義改革が進むと、格差が広がりますから、いつ、誰が突然犯罪に走るかわからないと人々は怯えます。追い詰められた人が食べるために犯罪に走る可能性があるからです。今の日本の犯罪のうち、7割から8割が財産犯、すなわち物盗りです。いつの時代でも、どこの国でも、経済の状況が悪くなると財産犯は増えます。こういう中で、人々の不安が強まるのに対応して治安政策が強化されていきます。ですから、監視カメラの増加などは実は我々自身が作り出している側面があります。いくら増やしてもまだ足りない気が

して、さらに増設したくなる意識が問われるべきでしょう。

3. 健康不安と健康管理

3-1. 健康増進法の問題点

次に、健康不安を煽り、健康管理を進める動きについてです。まず、最初に私の立場を言っておくと、私はタバコは学生の頃に一時期だけ吸いましたが、タバコは大嫌いです。昨今の状況、喫煙者のマナーの悪さは個人的には大変気になっています。しかし、一方的な喫煙規制はもっと許せないという立場で、国家が介入すべきではないと思います。

健康増進法の第2条では「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない」とあって、「国民の責務」として健康増進が求められています。これは大変おかしいことです。実はこれによって、昨今の禁煙化の動き、受動喫煙防止あるいはタバコの販売への規制が始まってきています。

この他にも個人の生活に関わる法律がいろいろと登場しています。「食育基本法」というのは、例えば、ちゃんと毎日三食食べましょうというようなことをおせっかいにも言い出しています。「少子化対策基本法」は条文には書かれていませんが、結婚して子供を産む方向へと人々を向かわせるのに効果があることを法で決めています。結婚するか否か、子供を作るか否かは個人の自由のはずですが、国家が個人の私生活に口を出そうとしています。「健康」とか食生活とか、どんな家族と暮らすかなどは国家が干渉すべきことではそもそもない。私は太るのも痩せるのも自由という立場です。

戦前のドイツや日本にも「健康」の義務化はありました。国家が国民の「健康」に関して強い関心を払うのは戦争の時です。兵隊として「健康」であることが国にとって必要だ

からです。特に典型的なのは、ナチスドイツです。健全なアーリア人を育成するためにタバコ規制をはじめ、色んなことをやっています。日本でも、戦時には立派な兵士を育成しようと健康管理に戦前から乗り出しています。例えば、1938年には「国民健康保険法」が打ち出され、「健兵健民政策」がとられています。そういうことがまた、最近の日本でも行われ始めている、という状況を指摘しておく必要はあると思います。

3-2. 憲法と喫煙権、自己決定権

これらにはどのような問題があるのか。まず、喫煙権、自己決定権についてですが、刑務所内における喫煙問題について争われた裁判の最高裁判決(1970年9月16日)があります。この判決では、「喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一に含まれる……あらゆる時、所において保障されなければならないものではない」としています。つまり、最高裁は喫煙の自由については憲法13条に含まれると認めるものの、ただし、制限される場合はありますよ、というわけです。

憲法13条の条文とは「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というものです。いわゆる幸福追求権と呼ばれるものです。さらにまたこの13条はプライバシー権とか、肖像権等の新しい権利に関わる規定でもあります。この幸福追求権から喫煙の自由というものが出てきます。自己決定権というものも13条から導き出せます。自己決定権で議論されているのは、例えば、髪型、服装の自由、女性の生殖に関する自己決定などです。当然これらの自己決定権から、国民一人一人が太る自由もあれば、痩せる自由もあるし、さらにいえば、健康である自由もあれば、不健康である自由もある、ということになります。

しかし、禁煙がなぜ、正当化されるのかというと、13条の中に「公共の福祉に反しない限り」という言葉があるからです。「公共の福祉」という概念は文字から見ると“公”という漢字が使われているので公権力による制限と認識されそうですが、それは全くの間違いで、「公共の福祉」とは人権と人権がぶつかった場合には調整が必要になるということです。だから、例えば表現の自由がある一方で、その表現にプライバシー侵害だとか、名誉毀損という表現があれば、表現の自由は規制される。プライバシー権や名誉権というような他の人権が表現の自由という人権を規制する論理、これが「公共の福祉」になるわけです。

実際には昨今の喫煙規制、メタボ健診によるペナルティなどがどんどん進められようとしている背景には、それによる公衆衛生の保険化、市場化そして社会保障費の削減という事情があります。さらには、健康産業の繁栄という効果をもたらすという背景があります。それが推進されるとどこにどんな問題が出てくるのかということは二の次になりがちです。ですから、上から法律を作って一律に禁煙化したり、メタボ規制したりするというのなら、このような裏の状況をもはっきりと国民に伝えなければフェアではありません。

大学でもそういう傾向があります。どういった問題があるのかといえば、例えば「健康」とか「防犯」という大義名分をかざして上から一方的に物事を決めてしまいますと、どうしても構成メンバー相互のやりとりが否定されてしまいます。多数派は禁煙支持かもしれないませんが、今の動きが「健康増進法」というおかしな法律が根拠になっていることをもっと考えないといけません。

ご存知のように多数決は常に正しい訳ではなくて、日本人は多数決で決めたことは守らなければいけないという思考停止に陥ることが多いのですが、その発想はナチス正当化の発想です。ナチスは合法的に選挙で政権を得

て、しかしその後、悪いことをやっているわけです。あの出来事の教訓から考えると、多数決は常に正しいわけではないことがよくわかります。

だから戦後、日本をはじめ各国は、元々は米国独特の制度であった違憲審査制を導入します。違憲審査制というのは、裁判所が議会において多数決で決めた法律でも、憲法にのっとっていなければ違憲にできるという制度です。これは多数決で決めたものでも「法の支配」の観点からひっくり返すことができるという制度です。そういう意味で、「健康増進法」ができたからという理由で、上から一方的に押し付けるやり方は「民主的」とはいえないのであり、このようなやり方は否定されなければいけないと考えます。

この中で人権侵害としては今言ったような権力者としての多数派による少数派の喫煙権、自己決定権の侵害というものが生じてきます。市民革命によって近代社会に入ったわけですが、それ以前には従来の国家権力が公的な領域、私的な領域、両方を支配していた。法と道徳というものが分離していなかった。これが市民革命によって両者が分けられます。昨今のタバコを吸わない方がいいとか、あるいは太らない方がいいという問題は、私的な問題です。それなのに、公権力がそこに入り込むのは問題であって、従来の公私の区分を否定することになりかねない。そういう意味で大きな問題があると思います。

今回のシンポジウムのきっかけになった本学での問題についてですが、最初に井上先生もお話されたように、学内の動きとして建物内の喫煙所が撤去されて、学生プラザという屋外の中庭一か所に喫煙場所が限定されてしまったという全面禁煙化に向けた動きと、もう一つは今年の春休み中に突如、15台もの監

視カメラが付けられてしまったという問題があります。これについては教員有志が出した「学内監視カメラの増設に疑問があります」という文書（資料参照）に問題点を提示しましたので、それをご覧いただければと思います。

4. おわりに

では最後に、以上のことを踏まえて私たちがどのようなことを考えなければならぬのかといいますと、犯罪不安にしろ、健康不安にしろ、不安を煽ることによって監視が強化されたり、健康管理が強まっているということです。

これら監視面については国家の側からすると、警察にしろ自衛隊にしろ、活動領域が拡大し、権限が増すという側面がある、と同時に健康管理については社会保障費を減らせるという側面があります。一方で監視の強化についても、健康管理についても、それぞれの業界が儲かる、という構図があります。

日本も新自由主義改革を進めていく中で、警察、自衛隊の権限が拡大していますし、そして社会保障費等が削られるということも起きています。これは憲法学の観点からすると、非常に反憲法的な現象といえます。繰り返しますが、憲法というのは国家権力を制限するものです。さらに現在の憲法には社会権という社会保障の規定があるのですが、社会権を否定するような現象がこの間、目に付きます。そういう意味で憲法を専攻する者として昨今の社会の監視社会化や、健康管理の問題については発言しなければいけない、という立場からいくつかのことをこの場で発言させていただきました。

ちょっと中途半端になりましたが、ここで話を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

資料

学内監視カメラの増設に疑問があります

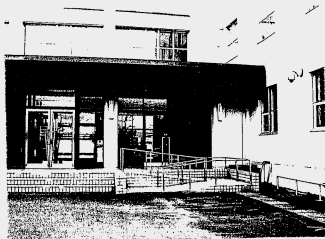
2009年4月24日

浅川雅巳（経済学部）、井上芳保（社会情報学部）、小澤隆司（法学部）、嶋田佳広（法学部）、清水雅彦（法学部）、洞澤秀雄（法学部）、松本祥志（法学部）

※ 50 音順

はじめに

札幌学院大学の教職員・院生・学生・生協職員の皆さん、この春休み中に学内の監視カメラ設置台数が突然増えたことをご存じでしょうか。第1キャンパスの計6館の主要玄関及び第2キャンパスの主要玄関・第2学生会館に合計15台もの監視カメラを、理事会は予算外の費用で急遽設置しました。これらの監視カメラは、一見するとカメラとは気がつきにくいドーム形のカメラです。私たちは今回の監視カメラ増設には以下のような問題があると考えます。まずは経緯から説明します。



防犯カメラ作動中

1 号館北側玄関及び南側玄関の監視カメラ

経緯

昨年7月、法学部の清水雅彦が、「本学の理念」に「人権 人権を尊重する大学」を掲げながら、人権侵害をもたらす監視カメラが本学に多数設置されていることを問題にしたところ、総務課が各課に設置・運用の実態調査依頼を行い、音楽室に2台（教務課）、図書館に4台（図書課）、C館コンピューター教室及びA201教室に25台（情報処理課）、学生駐車場に1台（管財課）設置されている各カメラの設置・運用状況を各課が文書にまとめました（生協食堂内にも監視カメラが設置されていましたが、使用を停止していたので、その後撤去されました）。そして、昨年10月16日には理事会が「防犯監視カメラの取扱いに関する規程」を制定しました。これまでに人権侵害をもたらす監視カメラを多数設置しながら、明確なルールがなかったわけですが、ようやくルール化されたわけです。

しかし、この規程には内容的に問題があるため、昨年11月に法学部の清水雅彦が理事会に、同年12月に伊藤雅康評議員（法学部長）が理事長に、規程の問題点を指摘する文書をそれぞれ提出しましたが、理事会は規程を改正せず、意見提出の両者に何の回答もしていません。

このような状況の中で、今回15台もの新規カメラの設置が行われたわけです。

監視カメラに関する問題点

1 監視カメラの必要性の説明責任

「監視カメラ大国」イギリスで2005年の「テロ」が防げなかったように、監視カメラ自体に完全な「犯罪防止（防犯）効果」はなく、一定の「犯罪解決効果」があるだけです。一方で、学内に監視カメラを設置すれば、学外からの「不審者」だけでなく、学内の教職員・学生などの監視ももたらし、何も違法行為を犯していない学内構成員を無制限に撮影することは、これらのプライバシー権及び肖像権の侵害をもたらします。日常的に犯罪が発生している金融機関やコンビニとは異なり、なぜ大学で大量の監視カメラを急遽必要とするのか、本学構成員に対する十分な説明責任が大学側にあります。しかし、今回3月の大量設置にあたっては、小柴寛芳事務局長名の500字にも満たない簡単な文書を教職員コミュニケーションセンター内に掲示したにすぎず、説明責任を果たしていません。

2 監視カメラの優先順位と費用対効果

今回3月の15台もの監視カメラ設置には1000万円を越える費用が予算外で支出されています（ちなみに、4月からの施設内禁煙化に関連しても、トイレへの「喫煙監視センサー」（炎感知器）の設置や、5月末まで1日3名体制の警備員の導入という莫大な費用がかかっています）。今年度から新任教員特別研究費10万円の廃止や理事会が提案している学内紀要のPDF化など、理事会は研究面での予算を熱心に削減し続ける一方、緊急性重大性のない監視カメラの大量設置や喫煙の取締りに莫大な費用をかけていることは、お金の使い道に

ついで優先順位を間違えていると考えます。また、「環境犯罪学」の観点から、夜間の「防犯」には見通しを確保する照明が有効とされていますが、本学では逆に夜間の照明を極力つけていません（これにより、特に女性など夜間学内にいることに不安感を抱く状況を作っています）。夜間の廊下等の照明ではなく、莫大な費用をかけての監視カメラの費用対効果を説明する責任が理事会にはあると考えます。

3 本学「人権」の理念との関係

「本学の理念」の一つに「人権 人権を尊重する大学」を掲げているにもかかわらず、この間、人権侵害をもたらす監視カメラを設置し、しかも監視カメラに関する規程がなかったことに対して理事会から何らの説明もありません。また、上記経緯に記したように、制定された規程の問題点を人権論の専門家である法学部憲法専攻の教員が指摘したにもかかわらず、いまだに規程の改正が行われず、今回3月に監視カメラを大量設置したことは、「本学の理念」に反するといえます。

4 本学「協働」の理念との関係

上記3の点と共通しますが、「本学の理念」の一つに「協働 構成員で創りあげる大学」を掲げているにもかかわらず、本学構成員（しかも人権の専門家）の意見を無視することは「本学の理念」に反するといえます。また、そもそも人権又はそれに準ずる利益の侵害に関わる事項（例えば、他に「教職員の氏名表記に関する取扱要領」）については、常任理事会で決定する前に教職員から意見聴取する機会を設けるべきです。

5 カメラの名称の問題点

上記1で指摘した点以外にも、学内の監視カメラは規程で「施設の正常な利用を維持すること」も「目的」に掲げ、異常や迷惑行為発見のためにもあると説明されているため、カメラの機能は「防犯」以外にも幅広くあるといえます。また、現在は「目的」には入っていませんが、監視カメラは学内教職員の職務管理にも利用可能なものです。したがって、本学に設置されたカメラの名称は単に「監視カメラ」とすべきです。

6 モニターカメラか録画機能付きカメラかの問題点

上記1で指摘した点から、本来、監視カメラを設置しないことが望ましいと考えます。しかし、客観的に監視カメラが必要であると理事会により立証された場合でも、その監視カメラはモニターカメラを原則とすべきです。モニターカメラでは不十分であり、画像記録装置を設置する場合は、その必要性を十分に説明し、運用は厳しく行うべきです。しかし、これまで理事会からこのような説明が全くなかったことは問題です。

7 規程内容の問題点

仮に本学での監視カメラ設置の必要性が理事会によって立証されても、「防犯監視カメラの取扱いに関する規程」を下記のように改正しなければ問題が残ります。第1に、第2条の「基本的人権及びプライバシー」という文言は、「プライバシー権及び肖像権その他基本的人権」とすべきです。第2に、画像の保存期間は、例えば「3日間」「1週間」のように、統一した基準に基づき最小限の期間で明示すべきです。第3に、第9条の画像の開示は、「等」「正式」のような曖昧な文言は問題であるため、例えば、「裁判所による決定又は令状、これに類する要請があった場合」のように、具体的かつ限定的に明示すべきです。

おわりに

私たちは、学内への監視カメラ設置について、以上のような多岐にわたる問題があると考えます。まずは、本学構成員の皆様にもこれら問題点を知っていただきたいと思えます。そして、理事会には「本学の理念」が看板倒れに終わらないように、真に「人権」と「協働」を大切に大学として歩むことを希望します。

スーパーダイナミックⅢ方式屋外ハウジング一体型カラーカメラ
WV-CW960
 スーパーダイナミックⅢ方式屋外ハウジング一体型カラーカメラ
WV-CW960 (AC100V)
 本体最小消費電流: 590.500mA (稼働時570.000mA)
 <専用30倍ズームレンズ付き>
 ※レンズ交換不可、音声入力なし。



【注】録画モードにおいて、電源が自動切断されるに
 くらゐ録画が停止します。一
 旦カメラに電源が供給され、再
 録画モードが自動的にスタート
 します。この場合、カメラの電源が
 自動的に切断されません。

①30倍ズームに優れている。

屋外

アナログ映像出力 JIS規格準拠高画質 防水形(IP65) プリセットポジション 256カ所 30倍ズーム 近赤外線照明 対応

今回設置の監視カメラの説明書（総務課提供資料から）

- サンシールド・30倍ズームレンズ・回転台
 一体構造。
- ドーム内のカメラが水平エンドレス回転。
 - 水平回転速度は最大で400°/s。(フットポジション調整時)
 - 30倍ズームレンズ付き。最もズームアップした時の最低回転速度は0.065°/s。
 - サンシールド・ファン・ヒーター一体構造。-40℃～+50℃に対応。
 - カメラが自動的にリセットしてその人物を追跡し続ける簡易自動追従機能。
 - カラー・白黒自動切換機能。
- 最低照度 カラー：0.5lx、白黒：0.04lx。(電子絞電圧OFF AGC HIGH時)
 (注1)照度等の水害がカメラドーム部に付する場合は写像が及ぶ場合が有ります。
 (注2)カメラドーム部には含まれる遮光部などで汚れることがあります。

今後この問題に対して声を上げていきますので、賛同される方はご連絡下さい。
連絡先：horahide@sgu.ac.jp（洞澤）